

第4章 文化的景観の保存管理に関する事項

本章では、保存管理の基本方針（第3章）に基づき、文化的景観の保存管理に関する事項（土地利用等に関する事項、文化的景観の価値を構成する有形の要素、伝統的な生活・生業の継承・発展に関する事項）を示す。それぞれについて、保存調査報告書により導き出された文化的景観の価値が、現状において良好に残存している部分は「現状維持に努める事項」に記述し、価値が不明瞭になっている部分、もしくはすでに滅失しているため修復が必要と考えられる部分は、「向上・修景に努める事項」に記述する。

4-1 文化的景観における土地利用等に関する事項

文化的景観の価値に配慮した土地利用等の保存管理に関する事項を示す。土地利用は、文化的景観を構成する地区ごとにその特徴が異なるため、それぞれについてその方針を定める。

1) 長良川地区

[現状維持に努める事項]

- ・鮎をはじめとする多様な漁業資源の宝庫として継承することに努め、長良川鵜飼をはじめとする多様な漁撈の良好な漁場としての利用を継続する。
- ・鵜飼観覧や水浴場等の利用により、市民や観光客が水と親しむ環境を維持することを目標とする。

[向上・修景に努める事項]

- ・「木曾川水系河川整備計画」（中部地方整備局）により治水安全度の向上を推進し、良好な自然環境を保全・再生することを目標とする。

2) 金華山地区

[現状維持に努める事項]

- ・長良川森林計画区（林野庁中部森林管理局）の「地域管理経営計画」「国有林野施業実施計画」に基づく、森林の適正な管理と活用により、自然度の高い植生環境の保全に努める。
- ・「史跡岐阜城跡保存管理計画」に基づき、史跡としての適切な管理に努める。

[向上・修景に努める事項]

- ・「史跡岐阜城跡整備基本構想」に基づき、史跡の価値を的確に伝達する整備を推進する。

3) 旧城下町地区

[現状維持に努める事項]

- ・歴史的な都市構造を基盤とし、問屋業や伝統的手工業に関連する伝統的家屋とともに、人々の生活・生業が良好に営まれる居住空間を継承する。
- ・中世に整備され近世以降も維持されてきた道路や水路、街区及び地割等の重層的な歴史に基づく都市構造を継承する。
- ・金華山と一体を成す歴史的な都市構造（総構えの土塁、道路網等）を継承する。
- ・自治組織及びその活動の場となる街区及び両側町の継承に努める。

[向上・修景に努める事項]

- ・道路や水路、街区及び地割等については、城下町としての総構え構造の積極的な顕在化を図り、重層的な歴史的空間としての魅力を高める。
- ・伝統的家屋をはじめとした建造物等の利用を促進することにより町の賑わいを創出し、観光や散策に適した区域として魅力を高める。
- ・岐阜公園については、近代以降の市民の憩いの場、岐阜市観光の拠点としての利用を継承する。また、戦国時代の信長公居館跡としての歴史に基づく魅力を高め、旧城下町地区や川原町地区への「まちなか歩き」の拠点として活用する。
- ・伊奈波神社境内及び伊奈波通りは、中世以来継承される歴史的な信仰の空間としての土地利用や景観形成を図り、参道及び境内における市民活動等の活動を促進することにより、地区の賑わいを創出する。

4) 川原町地区

[現状維持に努める事項]

- ・地区からの長良川への動線を維持するとともに、長良川と金華山への眺望を良好に保つ。
- ・材木や和紙などの問屋業を支えた伝統的家屋が集積する当地区については、所有者、地元自治会等との調整を図りながら、建造物の価値の維持とそれと一体となって形成されている景観の保存・活用に配慮するよう努める。
- ・自治組織及びその活動の場となる街区及び地割の継承に努める。

[向上・修景に努める事項]

- ・歴史的な道路や建造物を保存し、その他の建造物の修景等を積極的に図ることにより、歴史的・文化的な町並みの継承及び住環境の向上に努める。
- ・伝統的家屋をはじめとした建造物等の利用を促進することにより町の賑わいを創出し、観光や散策に適した区域として魅力を高める。
- ・鵜飼観覧船造船所とその周辺は、鵜飼観覧の拠点としての機能を継続しながら、かつての中河原湊や長良の渡しの場所として、長良川と一体となった地区の魅力向上に努める。
- ・地区東側は、岐阜公園、鏡岩水源地、護国神社等の要素と調和した土地利用や景観形成を図り、市民や観光客の散策等に適した地区としての魅力を高める。
- ・川原町広場は、地区内外の交流と賑わいを高める空間として、また岐阜公園とのアクセス性を高めるための空間としての活用を図る。

5) 鵜飼屋地区

[現状維持に努める事項]

- ・地区からの長良川へのアクセスの良さを維持するとともに、長良川と金華山への眺望を良好に保つ。
- ・長良鵜飼における鵜匠の居住地としての利用を継承し、「鵜飼の里」としての魅力の維持に努める。
- ・自治組織及びその活動の場となる街区及び地割の継承に努める。
- ・長良川プロムナードは、鵜飼の鑑賞や夕涼みに訪れる観光客や住民の憩いの場として、適正

な維持管理に努める。

[向上・修景に努める事項]

- ・長良橋下の広場から神明神社周辺は、かつての「長良湊」や「長良の渡し」の場所としての歴史の顕在化に努める。
- ・「岐阜市長良川鵜飼伝承館（長良川うかいミュージアム）」とその周辺は、長良川鵜飼をはじめとする伝統文化の観光客や市民への普及啓発の拠点と位置づけ、地区の価値の顕在化を図る。

4-2 文化的景観における有形の要素に関する事項

(1) 文化的景観の価値を構成する有形の要素の分類

「2-2 文化的景観の価値」において、文化的景観の構造（「長良川水運を主軸とする流通・往来の構造」、「金華山麓に栄えた都市」、「長良川鵜飼を支える諸空間」）及び価値を記述した。

文化的景観の範囲に存在する有形の要素を、区域（A）、道路（B）、水路（C）、建築物（D）、工作物（E）、敷地（F）に種別分類し、さらにそれぞれの種別について、上記の構造との関連性について要素の細分（a～f）を行った。構造と有形の要素の関係を図4-1に示す。以下、有形の要素の保存方針について、種別ごとに記述する。

長良川流域の文化的景観の特徴				
	長良川を主軸とする 流通・往来の構造	金華山麓に栄えた都市	長良川鵜飼を支える諸空間	
要素の種別	A 区域	a 流通往来の主軸となった長良川	b 居城・居館の置かれた金華山・岐阜公園	c 鵜飼の漁場（鮎の生息環境）
		d 流通往来の拠点となった都市・集落	e 近世以前の区画や地割の形状を継承する街区	f 鵜飼を支える諸機能に関連する空間
	B 道路	a 近代以前の流通往来や治水の歴史に係わる道路	b 近代以前の都市構造を継承する街路・登山道	c 鵜飼を支える諸機能に関連する道路
	C 水路等	a 近代以前の流通往来や治水の歴史に係わる水路	b 近代以前の都市構造を継承する水路・堀跡	c 鵜飼を支える諸機能に関連する水路
	D 建築物	a 近代以前の間屋業・伝統産業に関連するもの	b 近代以前の都市の歴史を語るもの	c 鵜匠の住まい及び鵜飼に関連するもの
	E 工作物	a 近代以前の流通往来や治水の歴史に係わるもの	b 近代以前の都市の歴史を語るもの	c 鵜飼に関連する諸機能に係わるもの
F 敷地	a 近代以前の流通往来や治水の歴史に係わる施設の敷地	b 近代以前の都市の歴史を語る社寺境内地	c 鵜飼に関連する諸施設の敷地	

図4-1 文化的景観の価値を構成する有形の要素の分類

(2) 文化的景観の価値を構成する有形の要素の保存方針

1) 区域(種別A)の保存方針

①長良川

[現状維持に努める事項]

- ・長良川の豊かな水量と良好な水質、さらに多様かつ固有の生態系は、国・県をはじめ流域の市町村と連携を図ることで、保全に努める。
- ・河川敷の地形は、「木曾川水系河川整備計画」(中部地方整備局)により、可能な限り自然環境の保全に努める。
- ・砂礫河原においては、地域や市民団体等と連携して除草、清掃活動等を行い、その環境の維持に努める。

[向上・修景に努める事項]

- ・防災等の観点からの必要不可欠な整備を行う場合には、生態系や景観への影響を最小限に留める規模やデザイン等となるよう努める。
- ・川原町地区、鶯飼屋地区は、人々が自然に働きかけて形成された歴史的な土地利用がなされた地区であり、川の利用を進める区域であることに配慮しつつ、両地区を取り囲む護岸は、防災の観点を第一に、景観を考慮した修景を検討する。

②金華山

[現状維持に努める事項]

- ・史跡岐阜城跡保存管理計画に示される保存管理方針に従い、史跡の本質的価値を構成する要素の保存に努めるとともに、活用を通じて価値の普及啓発に努める。
- ・ツブラジイ、アラカシ等の常緑広葉樹が優占する森林は、「地域管理経営計画」「国有林野施業実施計画」(林野庁中部森林管理局)に基づく森林の適正な管理と活用により保全に努める。
- ・川岸の露岩地は、当地の特徴的な自然的特徴を示すものであり、防災等の観点から土木的な処理が必要な時以外は、人為的な改変を原則として行わない。

[向上・修景に努める事項]

- ・岐阜城復興天守や三重塔の建築物は、近代以降の金華山や岐阜公園における整備を継承するものであり、史跡の本質的価値の保存との調整を図りながら、景観に配慮した規模やデザイン等のあり方を検討する。

③都市部(鶯飼屋地区、川原町地区、旧城下町地区)

[現状維持に努める事項]

- ・建造物や道路及び水路の保存を積極的に図り、歴史的な町並みの保存に努める。
- ・道路や堤防等に囲まれた街区の形状、両側町の形態を成す町割り及び町名の保存に努める。

[向上・修景に努める事項]

- ・建造物や道路及び水路について、必要と考えられる部分については修景等を図り、歴史的な町並みとの調和を図る。

2) 道路（種別B）の保存方針

[現状維持に努める事項]

- ・中世から近世に形成された都市構造の基盤となる道路は、中世以降の流通往来の歴史に関わる重要な要素として、今日顕在化していない地下遺構を含め、歴史的な構造の厳密な保存に努める。
- ・鵜飼屋地区における川畔に繋がる細い道路は、防災上の観点に配慮しながら、その構造や幅員について、適切な維持管理、整備を検討する。
- ・文化的景観の価値を構成する要素を損なう可能性のある道路の新設や幅員の拡幅等は、原則として行わないよう努める。

[向上・修景に努める事項]

- ・中世から近世に形成された都市構造の基盤となる道路は、必要に応じて修景により顕在化を図る。顕在化にあたっては、地下遺構に基づく本来の形状に留意するとともに、景観に配慮した統一感のあるデザインとなるように努める。

3) 水路（種別C）の保存方針

[現状維持に努める事項]

- ・長良川からの取水に関係するもの、中世の総構えの堀や近世の岐阜奉行所の堀を踏襲するものについて、今日顕在化していない地下遺構を含め、位置などの保存に努める。

[向上・修景に努める事項]

- ・長良川からの取水に関係するもの、中世の総構えの堀や近世の岐阜奉行所の堀を踏襲するものについて、必要に応じて修復や修景により価値の顕在化を図る。顕在化においては、地下遺構に基づく本来の形状に留意しながら、安全や景観に配慮した統一感のあるデザインとなるように努めるとともに、親水性などについても検討する。

4) 建築物（種別D）の保存方針

[現状維持に努める事項]

- ・岐阜公園三重塔は、長良橋の古材を用いて大正期に建てられた岐阜公園整備の歴史を伝える建造物であり、金華山を街から遠望する際のランドマークでもあるため、史跡の本質的価値の保存と調整しながら、現位置での保存に努める。
- ・概ね昭和20年までに建造された建築物については、基本的に現状維持のための修復を施し、必要であれば、本来の意匠的特色を活かした修景を部分的に施す。

[向上・修景に努める事項]

- ・概ね昭和20年までに建造された建築物は、生活生業の場としての利用とともに、中世以来の重層的な歴史を普及啓発するための拠点としての活用や、「賑わい」を創出するための積極的な活用を図る。
- ・昭和20年以降に建造された建築物についても、地域的・年代的特色を物語る特徴的な外観形状や意匠に配慮した修景を促進するとともに、新築や増改築においても、重層的な歴史を受け継ぐまちなみとの調和に配慮した規模やデザインとなるように努める。
- ・上記の建築物の新築、修復及び修景に際しては、既に決定している都市計画法に基づく高度

地区、地区計画、及び景観法に基づく景観計画の内容を遵守する。

5) 工作物（種別E）の保存方針

[現状維持に努める事項]

- ・概ね昭和 20 年までに建造された橋梁等の工作物については、旧来の位置を可能な限り継承する。

[向上・修景に努める事項]

- ・概ね昭和 20 年までに建造された橋梁等の工作物については、必要に応じて規模やデザイン等の向上を図る。
- ・概ね昭和 20 年以降に建造されたもの、または新たに設置を行うものについても、文化的景観の価値に配慮した規模やデザインとなるように努める。

6) 敷地（種別F）の保存方針

[現状維持に努める事項]

- ・近世以前から継承される社寺の境内地（墓地を含む）は、宗教的空間及び公共的空間としての利用を可能な限り維持するため、今日顕在化していない地下遺構も含めた敷地の形状を保存するよう努める。

[向上・修景に努める事項]

- ・鵜飼観覧船造船所をはじめとする鵜飼観覧を支える諸施設は、その機能や長良川に隣接する立地の維持に努め、景観に配慮した規模やデザイン等の向上を図る。
- ・水防倉庫・水防団詰所等をはじめとする長良川における生活・生業や市民活動を支える諸施設は、機能の維持に努め、景観に配慮した規模やデザイン等の向上を図る。

(3) 文化的景観の重要な構成要素の特定

文化的景観の価値を構成する有形の要素のうち、所有者等の同意が得られたものについて文化的景観の「重要な構成要素」として特定を行った。

表 4-1 文化的景観の重要な構成要素一覧 (1/4)

No.	名称	詳細種別*	所有者等	文化財等指定状況	所在する地区				
					長良川地区	金華山地区	旧城下町地区	川原町地区	鶺鴒屋地区
種別:A 区域 (図 4-2)									
1	長良川	Aa,Ac	国土交通省	景観重要河川	○				
2	金華山	Ab	林野庁	金華山国有林／ 国史跡岐阜城跡		○			
3	長良自治会連合会範囲 鶺鴒屋景観まちづくり協議会範囲	Ad,Ae,Af	民間						○
4	金華自治会連合会範囲	Ad,Ae,Af	民間				○	○	
5	川原町まちづくり会範囲	Ad,Ae,Af	民間					○	
6	井の口まちづくり会範囲	Ad,Ae,Af	民間				○		
7	伊奈波界限まちづくり会範囲	Ad,Ae,Af	民間				○		
種別:B 道路 (図 4-3、図 4-4)									
1	市道長良1号線	Bb,Bc	岐阜市						○
2	市道長良2号線	Bb,Bc	岐阜市						○
3	市道長良3号線	Bb,Bc	岐阜市						○
4	市道長良4号線	Bb,Bc	岐阜市						○
5	市道長良4の1号線	Bb	岐阜市						○
6	市道長良5号線	Bb,Bc	岐阜市						○
7	市道長良5の1号線	Bb,Bc	岐阜市						○
8	市道長良5の2号線	Bb,Bc	岐阜市						○
9	市道長良7号線	Bb,Bc	岐阜市						○
10	市道長良8号線	Bb,Bc	岐阜市						○
11	市道長良8の3号線	Bb	岐阜市						○
12	市道長良23号線	Bb	岐阜市						○
13	市道鶺鴒屋東西線	Bb	岐阜市						○
14	市道長良南町長良北町線(旧高富街道)	Ba,Bb	岐阜市						○
15	市道長良10号線	Bb,Bc	岐阜市						○
16	市道長良10の2号線	Bb,Bc	岐阜市						○
17	市道東材木町湊町線(旧高富街道)	Ba,Bb	岐阜市	景観重要道路			○	○	
18	市道島403号線	Ba,Bb	岐阜市	景観重要道路				○	
19	市道元浜町支線	Ba,Bb	岐阜市	景観重要道路				○	
20	市道玉井町南北線	Ba	岐阜市	景観重要道路				○	
21	市道堤外支線	Ba	岐阜市	景観重要道路				○	

*詳細種別は図 4-1 において該当する項目を表す。

表 4-1 文化的景観の重要な構成要素一覧 (2/4)

No.	名称	詳細種別	所有者等	文化財等指定状況	所在する地区				
					長良川地区	金華山地区	旧城下町地区	川原町地区	鶺鴒屋地区
22	市道松ヶ枝町湊町線	Ba,Bb	岐阜市	景観重要道路			○		
23	市道山口町木挽町線	Ba,Bb	岐阜市	景観重要道路			○		
24	市道梶川町元浜線	Ba,Bb	岐阜市	景観重要道路			○	○	
25	市道今町4丁目元浜町線	Ba,Bb	岐阜市				○	○	
26	市道本町2丁目西材木町線	Ba,Bb	岐阜市	景観重要道路			○		
27	市道上茶屋町木挽町線	Ba	岐阜市	景観重要道路			○		
28	市道木挽町大宮町1丁目線	Ba,Bb	岐阜市	景観重要道路			○		
29	市道西材木町上茶屋町線	Ba,Bb	岐阜市	景観重要道路			○		
30	市道中大桑町千畳敷下大道西線	Ba,Bb	岐阜市	景観重要道路			○		
31	市道本町4丁目大仏町線	Ba,Bb	岐阜市	景観重要道路			○		
32	市道松下町支線	Ba,Bb	岐阜市				○		
33	市道松ヶ枝町松下町1号線	Ba	岐阜市				○		
34	市道松ヶ枝町松山町線	Ba	岐阜市	景観重要道路			○		
35	市道夕陽ヶ丘岩戸線の1	Ba,Bb	岐阜市				○		
36	市道夕陽ヶ丘支線	Ba	岐阜市				○		
37	市道四屋町本町4丁目線	Ba,Bb	岐阜市				○		
38	市道本町7丁目線	Ba,Bb	岐阜市				○		
39	市道本町4丁目下新町線	Ba,Bb	岐阜市				○		
40	市道本町2丁目支線(岐阜街道(御鯨街道))	Ba,Bb,Bc	岐阜市	景観重要道路			○		
41	市道鞠屋町線(岐阜街道(御鯨街道))	Ba,Bb,Bc	岐阜市	景観重要道路			○		
42	市道米屋町線(岐阜街道(御鯨街道))	Ba,Bb,Bc	岐阜市	景観重要道路			○		
43	市道白木町常盤町線(岐阜街道(御鯨街道))	Ba,Bb	岐阜市	景観重要道路			○		
44	市道中竹屋町中大桑町線	Ba,Bb	岐阜市	景観重要道路			○		
45	市道松屋町米扇町線	Ba,Bb	岐阜市				○		
46	市道矢島町1丁目伊奈波通1丁目線	Ba,Bb	岐阜市	景観重要道路			○		
47	市道矢島町2丁目松屋町線	Ba	岐阜市				○		
48	市道矢島町2丁目若松町線	Ba,Bb	岐阜市				○		
49	市道矢島町2丁目西野町2丁目線	Ba	岐阜市	景観重要道路			○		
50	市道堀江町本町6丁目線	Ba,Bb	岐阜市				○		
51	市道矢島町1丁目末広町線	Ba	岐阜市	景観重要道路			○		
52	市道伊奈波通1丁目本町1丁目線	Ba	岐阜市	景観重要道路			○		
53	市道万力町線	Ba	岐阜市				○		
54	市道万力町支線	Ba	岐阜市				○		
55	市道伊奈波通1丁目白木町線	Ba,Bb	岐阜市				○		

表 4-1 文化的景観の重要な構成要素一覧 (3/4)

No.	名 称	詳細 種別	所有者等	文化財等 指定状況	所在する地区				
					長良川 地区	金華山 地区	旧城下 町地区	川原町 地区	鶺鴒屋 地区
56	市道白木町線	Ba	岐阜市				○		
57	市道水ノ手支線(金華山登山道)	Bb	岐阜市			○			
58	市道百曲支線(金華山登山道)	Bb	岐阜市			○			
59	市道金華山登山本線(金華山登山道)	Bb	岐阜市			○			
60	市道七曲支線(金華山登山道)	Bb	岐阜市			○			
61	市道達目線(金華山登山道)	Bb	岐阜市			○			
62	鼻高ハイキングコース(金華山登山道)	Bb	岐阜市			○			
種別:C 水路等 (図 4-3)									
1	忠節放水路(湊コミュニティ水路)	Ca	岐阜市	景観重要水路				○	
2	今泉排水路(総構堀跡)	Cb	岐阜市				○		
3	梶川堀跡	Cb	岐阜市				○		
種別:D 建築物 (図 4-4)									
1	岐阜公園三重塔	Db	岐阜市	登録有形文化財		○			
2	岐阜城復興天守	Db	岐阜市			○			
3	鏡岩水源地旧エンジン室	Db	岐阜市	登録有形文化財				○	
4	鏡岩水源地旧ポンプ室	Db	岐阜市	登録有形文化財				○	
5	旧櫻井銘木店(重要な家屋)	Da	民間	登録有形文化財 / 都市景観重要建築物				○	
6	旧松喜仏壇店(重要な家屋)	Da	民間	登録有形文化財			○		
7	空穂屋(重要な家屋)	Da	民間				○		
8	近藤家(重要な家屋)	Da	民間					○	
9	丹羽家(重要な家屋)	Da	民間				○		
10	旧麩兵(重要な家屋)	Da	民間				○		
11	山下鶴匠家(マルイチ)(重要な家屋)	Dc	民間						○
12	杉山鶴匠家(マルワ)(重要な家屋)	Dc	民間						○
13	杉山鶴匠家(ワチガイ)(重要な家屋)	Dc	民間						○
14	山下鶴匠家(マルヤマ)(重要な家屋)	Dc	民間						○
15	杉山鶴匠家(ヤマジョウ)(重要な家屋)	Dc	民間						○
16	杉山鶴匠家(マルヨ)(重要な家屋)	Dc	民間						○
17	徳廣別館(重要な家屋)	Da	民間				○		
18	後楽荘(重要な家屋)	Da	民間				○		
19	川原町屋(重要な家屋)	Da	民間					○	
種別:D・F 建築物・敷地 (図 4-4)									
20	神明神社	Dc,Fc	宗教法人						○
21	庚申堂	Db,Fb	宗教法人					○	

表 4-1 文化的景観の重要な構成要素一覧 (4/4)

No.	名称	詳細種別	所有者等	文化財等指定状況	所在する地区				
					長良川地区	金華山地区	旧城下町地区	川原町地区	鶯飼屋地区
22	青面山般若寺	Db,Fb	宗教法人				○		
23	教圓山地蔵寺	Db,Fb	宗教法人				○		
24	金鳳山正法寺	Db,Fb	宗教法人				○		
25	鶯林山常在寺	Db,Fb	宗教法人				○		
26	三光山妙照寺	Db,Fb	宗教法人	市重要文化財			○		
27	鳳堆山法蓮寺	Db,Fb	宗教法人				○		
28	大雄山妙覚院誓願寺	Db,Fb	宗教法人				○		
29	善光寺安乘院	Db,Fb	宗教法人				○		
種別:E 工作物 (図 4-4)									
1	折戸橋	Ea,Eb	岐阜市					○	
2	霞橋	Ea,Eb	岐阜市					○	
3	美登里橋	Ea,Eb	岐阜市					○	

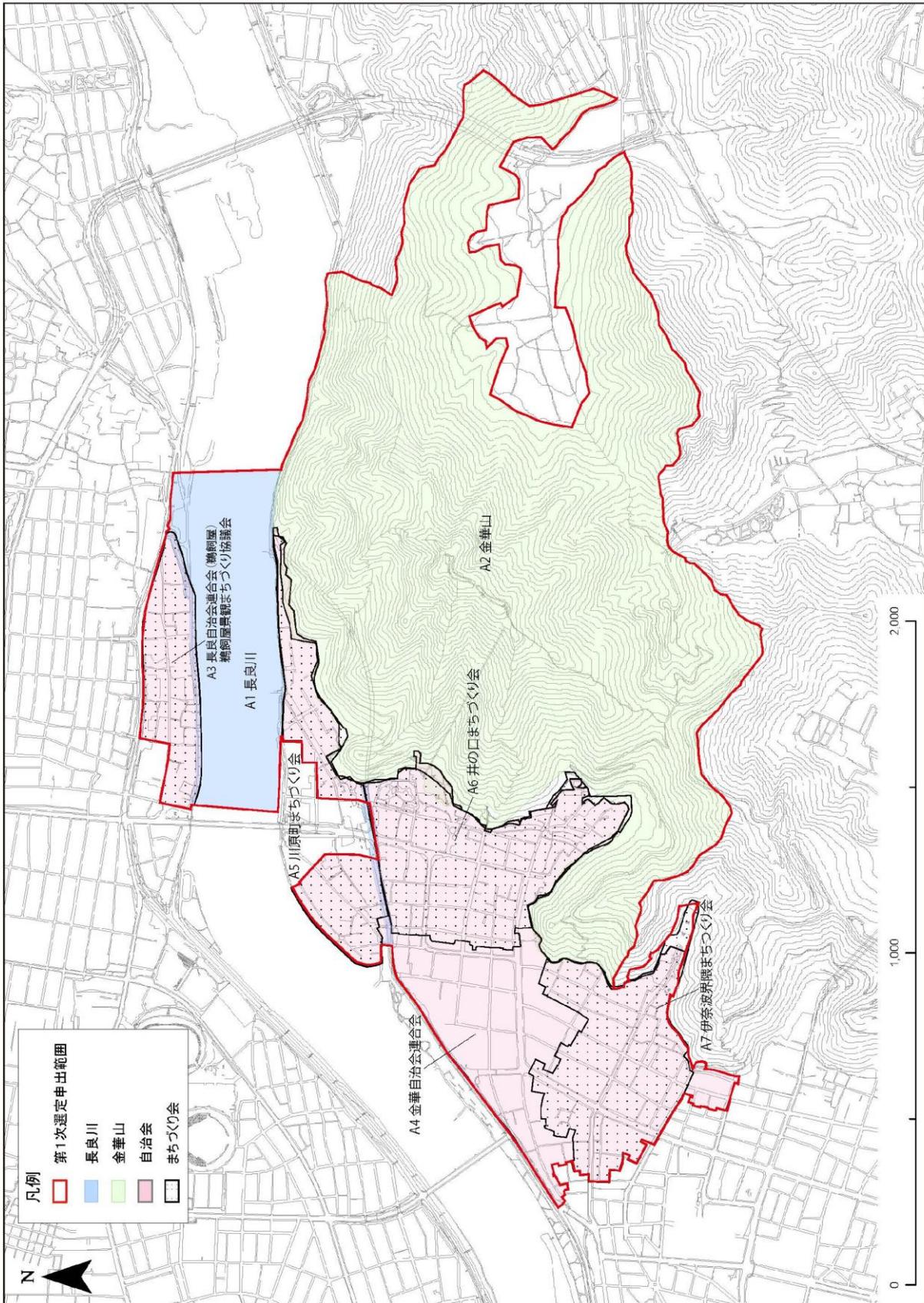


図 4-2 重要な構成要素位置図 (種別A)

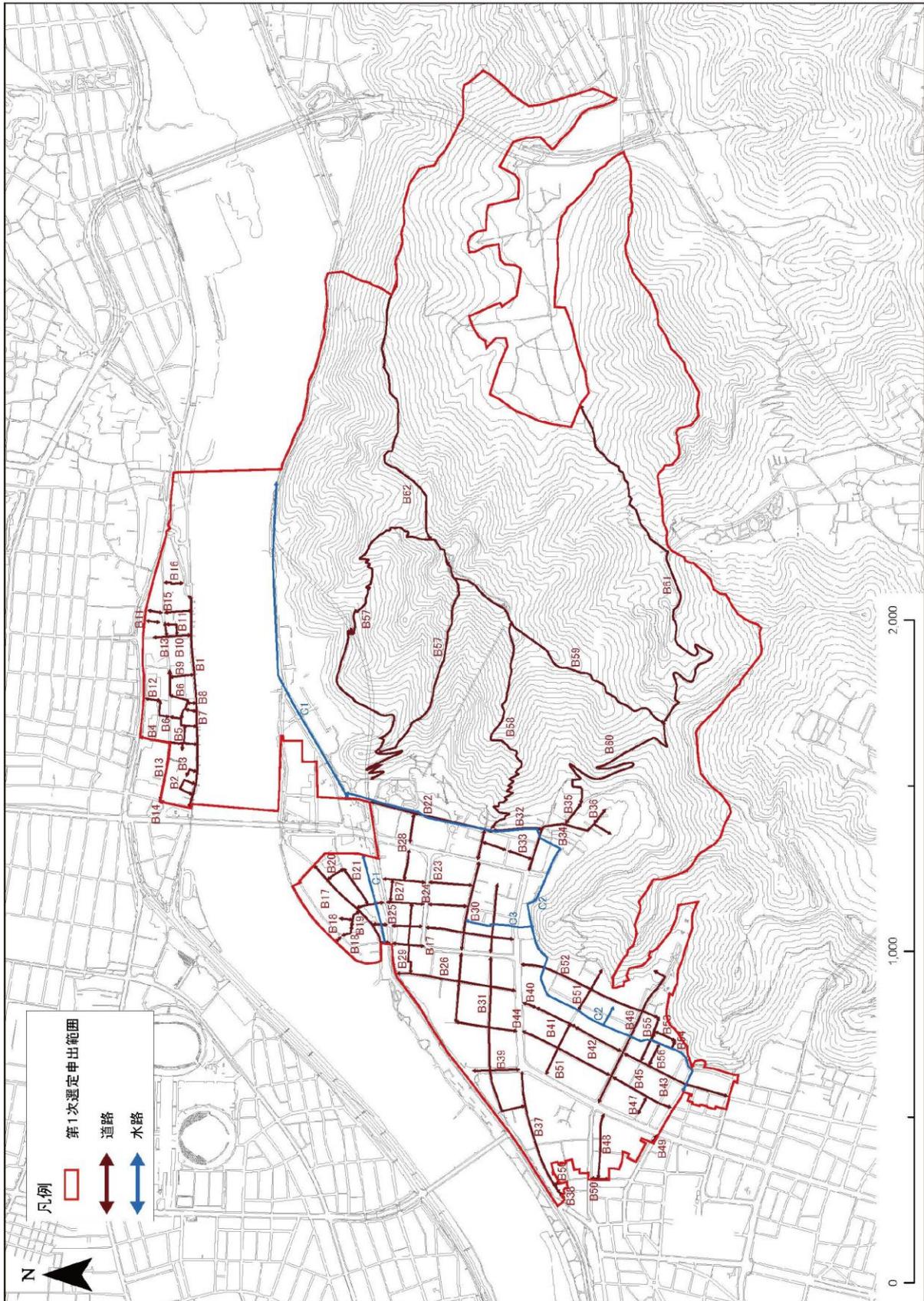


图 4-3 重要な構成要素位置図（種別 B・C）

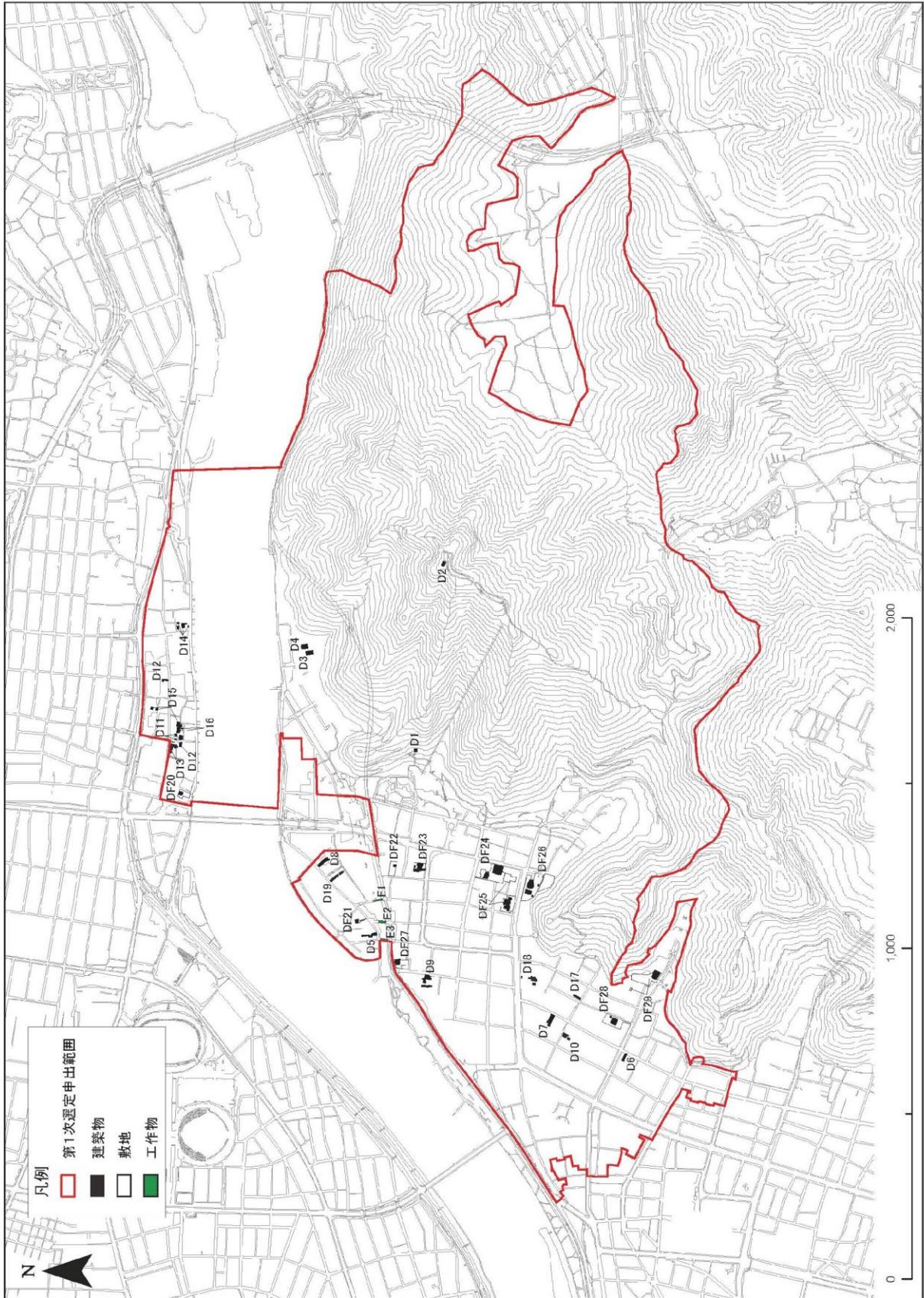


图 4-4 重要な構成要素位置図 (種別 D・E・F)

表 4-2 文化的景観の重要な構成要素の解説一覧 (1/24)

種別:A 区域 (図 4-2)					
No.	1	名称	長良川	種別	A(Aa, Ac)
地区	長良川地区			所有者等	国土交通省
写真			文化的景観 における価値	近代に至るまで当地域における流通往来の主軸として機能し、川原町地区・旧城下町地区の繁栄をもたらした。鮎の生息に適した自然豊かな河川環境が維持され、長良川鵜飼の良好な漁場として、また水浴場としての親水の環境として今日に継承されている。	
			保存すべき 事項	<ul style="list-style-type: none"> ・流路、水質 ・円礫の河床 ・魚種の多様性 ・鵜飼の漁場としての機能 	
No.	2	名称	金華山	種別	A(Ab)
地区	金華山地区			所有者等	林野庁
写真			文化的景観 における価値	長良川河畔に険峻な山容を突出する岐阜市のランドマークである。古代以来の信仰の対象であり、戦国時代には斎藤道三・織田信長等の居城となった。城跡としての地形や遺構が良好に保存されるとともに、近世の入山規制及び近代以降の管理により自然度の高い樹林環境を継承している。	
			保存すべき 事項	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡岐阜城跡としての価値 ・植生及び生態系の多様性 ・長良川鵜飼の背景となる山容 	

表 4-2 文化的景観の重要な構成要素の解説一覧 (2/24)

種別:A 区域 (図 4-2)					
No.	3	名称	長良自治会連合会範囲 鵜飼屋景観まちづくり協 議会範囲(一部)	種別	A(Ad,Ae,Af)
地区	鵜飼屋地区(岐阜市長良)			所有者等	民間
写真			文化的景観 における価値	長良川の堤外地に立地し、自治会 活動及び鵜飼漁に関連する構造が継 承されている。	
			保存すべき 事項	・地区における建築物の新築や修景 について定めた「鵜飼屋地区景観協 定」「鵜飼屋地区景観協定細則」の内 容	
No.	4	名称	金華自治会連合会範囲	種別	A(Ad,Ae,Af)
地区	旧城下町地区(岐阜市大宮町ほか)			所有者等	民間
写真			文化的景観 における価値	中世以降に整備された道路などの 基盤、両側町の町割りが継承されて いる範囲。また、遅くとも近世には形 成されていたと考えられる自治活動 が、町割りを基盤とし、現在も行われ ている。	
			保存すべき 事項	・両側町の町割りを基盤とした自治組 織の継承による、統一感の感じられる 町並み	

表 4-2 文化的景観の重要な構成要素の解説一覧 (3/24)

種別:A 区域 (図 4-2)					
No.	5	名称	川原町まちづくり会範囲 (一部)	種別	A(Ad,Ae,Af)
地区	川原町地区(岐阜市玉井町、元浜町ほか)			所有者等	民間
写真			文化的景観 における価値	長良川の堤外地に立地し、川湊の周辺において、問屋業(材木、和紙)を中心に繁栄した地区の構造が継承されている。	
			保存すべき 事項	・地区における建築物の新築や修景について定めた「川原町まちづくり協定」及び「川原町まちづくり協定細則」の内容	
No.	6	名称	井の口まちづくり会範囲	種別	A(Ad,Ae,Af)
地区	旧城下町地区(岐阜市大宮町ほか)			所有者等	民間
写真			文化的景観 における価値	金華山の西麓に位置し、戦国時代に整備された基盤、近世・近代以降の問屋業(副蚕糸業など)の構造が継承されている。	
			保存すべき 事項	・まちづくり会が独自に行う「歴史的建造物認定制度(仮称)」	

表 4-2 文化的景観の重要な構成要素の解説一覧 (4/24)

種別:A 区域 (図 4-2)					
No.	7	名称	伊奈波界限まちづくり会 範囲	種別	A (Ad,Ae,Af)
地区	旧城下町地区(岐阜市伊奈波通ほか)			所有者等	民間
写真			文化的景観 における価値	旧城下町地区の南部、伊奈波神社の周辺に展開し、寺院が集中する地区。また近世・近代以降の間屋業・製造業などの構造が継承されている。	
			保存すべき 事項	・地区における建築物の新築や修景について定めた「伊奈波界限まちづくり協定」の内容	

表 4-2 文化的景観の重要な構成要素の解説一覧 (5/24)

種別: B 道路(鶺飼屋地区) (図 4-3)			
No.	1、2、3、4、6、7、8、9、10、15、16		
種別	B(Bb,Bc)	所有者等	岐阜市
写真	2 	文化的景観 における価値	鶺飼屋地区に構築された細い道路。鶺匠をはじめ、地区に暮らす人々と長良川をつなぐ。江戸時代の絵図及び明治21年の字絵図において確認でき、現在までその位置を継承している。
	9 	保存すべき 事項	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の位置 ・道路の幅
No.	1、5、11、12、13、14		
種別	B(Bb)	所有者等	岐阜市
写真	11 	文化的景観 における価値	鶺飼屋地区に構築された道路。江戸時代の絵図及び明治21年の字絵図において確認でき、現在までその位置を継承している。No.14は、流通・往来の主軸となった旧高富街道。
	13 	保存すべき 事項	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の位置 ・道路の幅

表 4-2 文化的景観の重要な構成要素の解説一覧 (6/24)

種別: B 道路(川原町地区) (図 4-3)			
No.	17、18、19		
種別	B(Ba,Bb)	所有者等	岐阜市
写真	17 	文化的景観 における価値	川原町地区に構築された道路。承応3年(1654)の「濃州厚見郡岐阜図」に描かれる。戦国時代にはすでに整備されていた可能性が考えられ、現在までその位置を継承している。No.17は、長良川と繋がる流通・往来の主軸となった旧高富街道。No.18,19は、鵜飼屋地区と同じ、川へのアクセスのための道路か。
	18 	保存すべき 事項	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の位置 ・道路の幅
No.	20、21		
種別	B(Ba)	所有者等	岐阜市
写真	20 	文化的景観 における価値	川原町地区に構築された道路。明治21年の字絵図において確認できる。明治初期までに整備されていた可能性が考えられ、現在までその位置を継承している。
	21 	保存すべき 事項	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の位置 ・道路の幅

表 4-2 文化的景観の重要な構成要素の解説一覧 (7/24)

種別: B 道路(旧城下町地区) (図 4-3)			
No.	17、22、23、24、25、26、28、29、30、31、32、35、37、38、39、40、41、42、43、44、45、46、48、50、51(西)、55		
種別	B(Ba,Bb)	所有者等	岐阜市
写真	17 	文化的景観における価値	旧城下町地区に構築された道路。承応3年(1654)の「濃州厚見郡岐阜図」、もしくは元文元年(1736)の「岐阜御山并惣山 今泉沖早田沖絵図」(徳川林政史研究所)に描かれており、戦国時代にはすでに整備されていた可能性が考えられる。近代には流通往来の主軸となり、現在もその位置を継承している。
	30 	保存すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の位置 ・道路の幅
No.	27、33、34、36、47、49、51(東)、52、53、54、56		
種別	B(Ba)	所有者等	岐阜市
写真	51 東 	文化的景観における価値	旧城下町地区に構築された道路。明治21年の字絵図において確認できる。明治初期までに整備され、流通往来の機能を担っていたと考えられ、現在までその位置を継承している。
	52 	保存すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の位置 ・道路の幅

表 4-2 文化的景観の重要な構成要素の解説一覧 (8/24)

種別: B 道路(金華山地区) (図 4-3)			
No.	57、58、59、60、61、62		
種別	B(Bb)	所有者等	岐阜市
写真	59 	文化的景観 における価値	金華山に構築された登山道。No.57～62 は、承応3年(1654)の「濃州厚見郡岐阜図」に描かれ、戦国時代における岐阜城の登城路の可能性が考えられる。
	61 	保存すべき 事項	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の位置 ・道路の幅
種別: C 水路等(川原町地区) (図 4-3)			
No.	1	名称	忠節放水路(湊コミュニティ水路)
種別	C(Ca)	所有者等	岐阜市
写真		文化的景観 における価値	治水の歴史に係わる水路。昭和7年(1932)に鏡岩から元浜町に至って掘られた導水路。湊コミュニティ水路として整備され、現在までその位置を継承している。
		保存すべき 事項	<ul style="list-style-type: none"> ・水路の位置 ・水路の幅

表 4-2 文化的景観の重要な構成要素の解説一覧 (9/24)

種別:C 水路等(旧城下町地区) (図 4-3)			
No.	2	名称	今泉排水路(総構え堀跡)
種別	C(Cb)	所有者等	岐阜市
写真		文化的景観 における価値	戦国時代以降の都市構造を継承する水路。戦国時代に構築されたと考えられる岐阜城下町の総構え跡や、近世の岐阜奉行所の堀跡により構成され、現在までその位置を継承している。
		保存すべき 事項	<ul style="list-style-type: none"> ・水路の位置 ・水路の幅
No.	3	名称	梶川堀跡
種別	C(Cb)	所有者等	岐阜市
写真		文化的景観 における価値	戦国時代以降の都市構造を継承する水路。織田信長が岐阜城下町を経営する際、この堀を境に東側に家臣団を、西側に町人を住ませたと云われる。また近世には、堀を境に東側を地方(古屋敷村)、西側を町方と区分した。一部暗渠化しているが、現在までその位置を継承している。
		保存すべき 事項	<ul style="list-style-type: none"> ・水路の位置 ・水路の幅

表 4-2 文化的景観の重要な構成要素の解説一覧 (10/24)

種別:D 建築物 (図 4-4)					
No.	1	名称	岐阜公園三重塔	写真	
地区	金華山地区(槻谷 13-2)				
種別	D(Db)	所有者等	岐阜市		
文化的景観における価値	<p>大正6年(1917)建築。河合玉堂の助言を得て位置を決め、旧長良橋の廃材を活用し、大正天皇御大典記念事業として建築された。 西側からの眺望において、岐阜城復興天守と並ぶシンボリックな建築物である。</p>				
保存すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の外観 ・建築物の位置 				
No.	2	名称	岐阜城復興天守	写真	
地区	金華山地区(金華山 5)				
種別	D(Db)	所有者等	岐阜市		
文化的景観における価値	<p>明治43年(1910)建築。日本で初めて建設されたと考えられる復興天守である。昭和18年(1943)に焼失するが、昭和31年(1956)により復興された。金華山の頂上に建ち、360° いずれの方向からも見ることができる。また、明治から昭和初期に金華地区に建てられた家屋のほとんどは、この復興天守が見える位置に本座敷をつくるほど、市民にとってシンボリックな建築物である。</p>				
保存すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の外観 ・建築物の位置 ・資料館としての機能 				

表 4-2 文化的景観の重要な構成要素の解説一覧 (11/24)

種別:D 建築物 (図 4-4)					
No.	3	名称	鏡岩水源地 旧エンジン室	写真	
地区	川原町地区(鏡岩 408-2 他)				
種別	D(Db)	所有者等	岐阜市		
文化的景観 における価値	昭和 5 年(1930)に建築され、昭和 47 年ごろまで使用された。鉄骨造りの平屋建てで、切妻屋根には棧瓦が葺かれる。外壁には長良川の川原石で埋め尽くされ、丸窓と方形窓が規則的に配置されている。現在は、水道への理解を深めてもらうことを目的とした「水の資料館」として公開・活用される。				
保存すべき 事項	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の外観 ・建築物の位置 ・資料館としての機能 				
No.	4	名称	鏡岩水源地 旧ポンプ室	写真	
地区	川原町地区(鏡岩 408-2 他)				
種別	D(Db)	所有者等	岐阜市		
文化的景観 における価値	昭和5年(1930)に建築され、昭和 47 年ごろまで使用された。鉄骨造りの平屋建てで、切妻屋根には棧瓦が葺かれる。外壁には長良川の川原石で埋め尽くされ、丸窓と方形窓が規則的に配置されている。現在は、水と自然との関わりを体験し、水の様々な要素を理解してもらうことを目的とした「水の体験学習館」として公開・活用される。				
保存すべき 事項	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の外観 ・建築物の位置 ・資料館としての機能 				

表 4-2 文化的景観の重要な構成要素の解説一覧 (12/24)

種別:D 建築物 (図 4-4)					
No.	5	名称	旧櫻井銘木店	写真	
地区	川原町地区(元浜町 30-1)				
種別	D(Da)	所有者等	民間		
文化的景観における価値	<p>明治 35 年(1902)に初代が購入しており、それ以前の建築と考えられる。敷地内には店舗兼住宅と土蔵がある。店舗は間口一杯に接道する。木造二階建、切妻造、平入。蔵は土蔵造、切妻造。現代まで銘木商の生業を支えてきた建築物である。</p>				
保存すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物(主屋、土蔵)の外観 ・建築物の位置及び配置 				
No.	6	名称	旧松喜仏壇店	写真	
地区	旧城下町地区(白木町 96)				
種別	D(Da)	所有者等	民間		
文化的景観における価値	<p>明治 44 年(1911)の建築。敷地内には店舗兼主屋があり、店舗は岐阜街道(御鯨街道)に東面する。店舗は間口一杯に接道し、木造二階建、切妻造、平入。現代まで仏壇店の生業を支えてきた建築物である。</p>				
保存すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物(主屋)の外観 ・建築物の位置及び配置 				

表 4-2 文化的景観の重要な構成要素の解説一覧 (13/24)

種別:D 建築物 (図 4-4)					
No.	7	名称	空穂屋	写真	
地区	旧城下町地区(靱屋町 38 他)				
種別	D(Da)	所有者等	民間		
文化的景観における価値	<p>明治 25 年(1892)に建築されたと考えられ、昭和 6 年(1931)に増築している。敷地内には店舗兼主屋、土蔵、倉庫がある。店舗は間口一杯に接道し、木造二階建、切妻造、平入。蔵は土蔵造、切妻造。現代まで紙問屋の生業を支えてきた建築物である。</p>				
保存すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物(主屋、土蔵)の外観 ・建築物の位置及び配置 				
No.	8	名称	近藤家	写真	
地区	川原町地区(湊町 28 他)				
種別	D(Da)	所有者等	民間		
文化的景観における価値	<p>近藤邸は、町家建築および洋風建築の2軒から成る。 町家建築の年代は不明であるが、川原町地区は明治 24 年の濃尾大震災による延焼がなかったと伝えられ、それ以前の可能性もある。主屋は間口一杯に接道し、木造二階建、切妻造、平入。敷地の奥に倉庫を備える。 洋風建築は、木造三階建。主屋の外壁には幾何学模様のレリーフが施される。主屋の奥に土蔵がある。薬局の生業を支えてきた建築物である。</p>				
保存すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物(主屋(洋風建築および町家建築))の外観 ・建築物の位置及び配置 				

表 4-2 文化的景観の重要な構成要素の解説一覧 (14/24)

種別:D 建築物 (図 4-4)					
No.	9	名称	丹羽家	写真	
地区	旧城下町地区(西材木町 41)				
種別	D(Da)	所有者等	民間		
文化的景観における価値	<p>主屋には大正13年の棟札が残るが、木蔵の梁には明治36年の墨書があるため、大正時代に建て替えがあったと考えられる。主屋は木造二階建、切妻造、平入。南側に庭があり、茶室や路地を備える。蔵は3棟あり、土蔵造、切妻造。敷地は長良川の堤防に接する。当主は代々材木商を営み、近代頃までは、川から木場までレールを敷き、材木を直接運び入れていた。現代まで材木商の生業を支えてきた建築物である。</p>				
保存すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物(主屋、土蔵)の外観 ・建築物の位置及び配置 				
No.	10	名称	旧麩兵	写真	
地区	旧城下町地区(大和町 7 他)				
種別	D(Da)	所有者等	民間		
文化的景観における価値	<p>麩兵は、天保7年に創業した麩製造の店である。 建築物は明治初期に建てられ、昭和初期に改築をしていると考えられる。敷地内には旧店舗兼主屋、土蔵がある。店舗は間口一杯に接道し、木造二階建、切妻造、平入。蔵は土蔵造、切妻造。 現代まで麩製造の生業を支えてきた建築物である。</p>				
保存すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物(主屋、土蔵)の外観 ・建築物の位置及び配置 				

表 4-2 文化的景観の重要な構成要素の解説一覧 (15/24)

種別:D 建築物 (図 4-4)					
No.	11	名称	 山下鶺匠家 (マルイチ)	写真	
地区	鶺飼屋地区(長良 94-10 他)				
種別	D(Dc)	所有者等	民間		
No.	12	名称	 杉山鶺匠家 (マルワ)	写真	
地区	鶺飼屋地区(長良 100-7 他)				
種別	D(Dc)	所有者等	民間		
No.	13	名称	 杉山鶺匠家 (ワチガイ)	写真	
地区	鶺飼屋地区(長良 100-1 他)				
種別	D(Dc)	所有者等	民間		
No.	14	名称	 山下鶺匠家 (マルヤマ)	写真	
地区	鶺飼屋地区(長良 35-1 他)				
種別	D(Dc)	所有者等	民間		
No.	15	名称	 杉山鶺匠家 (ヤマジヨウ)	写真	
地区	鶺飼屋地区(長良 94-2 他)				
種別	D(Dc)	所有者等	民間		
No.	16	名称	 杉山鶺匠家 (マルヨ)	写真	
地区	鶺飼屋地区(長良 94-2-2 他)				
種別	D(Dc)	所有者等	民間		
文化的景観における価値	<p>No.13、14 は江戸時代の建築と推定され、鶺匠は、遅くとも近世には鶺飼屋地区に居住していたと考えられる。鶺匠家の敷地内には、主屋のほかに、鶺飼漁を維持するための施設(鳥屋、水場、松小屋)が配置されている。鳥屋は、鶺の飼育及び健康管理をする施設で、かつて主屋の土間に設置されていたが、戦後、屋外に建てられるようになった。水場は、鶺が水浴びをする施設で、かつては川で行われていたため必要なかったが、昭和 30~40 年代頃から敷地内に設置された。松小屋は、篝火に用いる一年分の松割木等を保管する施設である。また、No.14 は川に面した場所に立地しているため、建物の基礎に人頭大以上の大きさの川原石を用いた石積みを構築し、洪水に備えている。鶺飼漁の期間中、鶺匠は川へつながる細い道路を利用し、出漁の準備を行う。</p>				
保存すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物(主屋等)の外観 ・鶺飼漁にかかわる設備(鳥屋、水場、松小屋)の維持 				

表 4-2 文化的景観の重要な構成要素の解説一覧 (16/24)

種別:D 建築物 (図 4-4)					
No.	17	名称	徳廣別館	写真	
地区	旧城下町地区(末広町 68)				
種別	D(Da)	所有者等	民間		
文化的景観における価値	<p>徳廣の建築物は、材木商が大正末期に建築したとされる。 敷地内には店舗兼主屋と奥に4畳半の離れがある。店舗は間口一杯に接道し、木造二階建、切妻造、平入。蔵は土蔵造、切妻造。 戦前より料亭として用いられ、当初の建具や内装がよく残しつつ現代に至っている。</p>				
保存すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物(主屋)の外観 ・建築物の位置及び配置 				
No.	18	名称	後楽荘	写真	
地区	旧城下町地区(本町1丁目 31 他)				
種別	D(Da)	所有者等	民間		
文化的景観における価値	<p>後楽荘の建築物は、蠟燭・油商の隠居所として、本邸の裏手に建てられた屋敷建築である。主屋は明治末年から7年間かけて建設されたとされ、門は大正期に建設された。主屋は木造平屋、蔵は土蔵造、切妻造。 庭園は茶の湯を強く意識した造作で、旧茅葺きの「寸休庵」が建つ。また庭園の東奥に金華山及び岐阜城復興天守を望むことができる。 昭和23年より料亭として用いられ、現代に至っている。</p>				
保存すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物(主屋、土蔵)の外観 ・建築物の位置及び配置 ・庭園および金華山への眺望 				

表 4-2 文化的景観の重要な構成要素の解説一覧 (17/24)

種別:D 建築物 (図 4-4)					
No.	19	名称	川原町屋	写真	
地区	川原町地区(玉井町 28)				
種別	D(Da)	所有者等	民間		
文化的景観における価値	<p>町家建築の年代は不明であるが、川原町地区は明治 24 年の濃尾大震災による延焼がなかったと伝えられ、それ以前の可能性もある。主屋は間口一杯に接道し、木造二階建、切妻造、平入。敷地の奥の蔵は、土蔵造、切妻造。</p> <p>現代に至るまで、紙の原料を扱う問屋の生業を支えてきた建築物である。</p>				
保存すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物(主屋、土蔵)の外観 ・建築物の位置及び配置 				
No.	20	名称	神明神社	写真	
地区	鶺鴒屋地区(長良 119 他)				
種別	D(Dc) F(Fc)	所有者等	宗教法人		
文化的景観における価値	<p>江戸時代の絵図において確認できる。毎年 7 月 16 日に「川祭り」および「鮎供養」が行われ、鶺鴒 6 名も、鶺鴒装束にて祈願もしくは供養に参加する。</p>				
保存すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物(本殿)の外観 ・境内地の形状 				

表 4-2 文化的景観の重要な構成要素の解説一覧 (18/24)

種別:D・F 建築物・敷地 (図 4-4)					
No.	21	名称	庚申堂	写真	
地区	川原町地区(元浜町 13)				
種別	D(Db) F(Fb)	所有者等	宗教法人		
文化的景観における価値	<p>中世末に斎藤義龍により美濃国の禅宗寺院の寺統権を与えられた伝燈寺の末と云われる。元文元年(1736)の「岐阜御山并惣山 今泉沖早田沖絵図」(徳川林政史研究所)に描かれ、現在までその境内地を継承している。</p> <p>また、般若寺・地藏寺と共に「三庚申」として、庚申参り等の活動を行っている。敷地内の建築物の中では本堂が古く、本寺の信仰の場としての機能を支えている。</p>				
保存すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物(本堂)の外観 ・境内地の形状 				
No.	22	名称	青面山般若寺	写真	
地区	旧城下町地区(木挽町 4 他)				
種別	D(Db) F(Fb)	所有者等	宗教法人		
文化的景観における価値	<p>明暦3(1657)美江寺5世盛純の弟子、盛哲和尚が創建したと伝わる。寛永6年(1794)の写しである「岐阜町絵図」(岐阜市歴史博物館)に描かれ、現在までその境内地を継承している。</p> <p>また、庚申堂・地藏寺と共に「三庚申」として、庚申参り等の活動を行っている。敷地内の建築物の中では本堂が古く、本寺の信仰の場としての機能を支えている。天台宗。</p>				
保存すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物(本堂)の外観 ・境内地の形状 				

表 4-2 文化的景観の重要な構成要素の解説一覧 (19/24)

種別:D・F 建築物・敷地 (図 4-4)					
No.	23	名称	教圓山地蔵寺	写真	
地区	旧城下町地区(木挽町 15 他)				
種別	D(Db) F(Fb)	所有者等	宗教法人		
文化的景観における価値	<p>享保 13(1728)年開基したと伝わる。寛永6年(1794)の写しである「岐阜町絵図」(岐阜市歴史博物館)に描かれ、現在までその境内地を継承している。また、庚申堂・般若寺と共に「三庚申」として、庚申参り等の活動を行っている。</p> <p>敷地内の建築物の中では本堂・庫裡・書院・茶室が古く、本寺の信仰の場としての機能を支えている。臨済宗妙心寺派。</p>				
保存すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物(本堂、庫裏、書院、茶室)の外観 ・境内地(墓地を含む)の形状 				
No.	24	名称	金鳳山正法寺	写真	
地区	旧城下町地区(大仏町 8 他)				
種別	D(Db) F(Fb)	所有者等	宗教法人		
文化的景観における価値	<p>天和3年(1683)に開かれたと伝えられ、籠大仏は 38 年の歳月を費やし、天保3年(1832)に完成した。承応3年(1654)の「濃州厚見郡岐阜図」(蓬左文庫)に描かれ、現在までその境内地を継承している。</p> <p>敷地内の建築物の中では本堂・庫裡が古く、本寺の信仰の場としての機能を支えている。また、同敷地内に墓地を設けている。黄檗宗。</p>				
保存すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物(本堂、庫裏)の外観 ・境内地(墓地を含む)の形状 				

表 4-2 文化的景観の重要な構成要素の解説一覧 (20/24)

種別:D・F 建築物・敷地 (図 4-4)					
No.	25	名称	鷲林山常在寺	写真	
地区	旧城下町地区(梶川町 9 他)				
種別	D(Db) F(Fb)	所有者等	宗教法人		
文化的景観における価値	<p>土岐家の守護代斎藤妙椿が宝徳2年(1450)に建立した。斎藤道三以後、斎藤家三代の菩提寺であり、現在までその境内地を継承している。</p> <p>敷地内の建築物の中では本堂・庫裏・妙見堂が古く、本寺の信仰の場としての機能を支えている。また、東の敷地に墓地を設けている。日蓮宗。</p>				
保存すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物(本堂、庫裏、妙見堂)の外観 ・境内地(墓地を含む)の形状 				
No.	26	名称	三光山妙照寺	写真	
地区	旧城下町地区(梶川町 14 他)				
種別	D(Db) F(Fb)	所有者等	宗教法人		
文化的景観における価値	<p>慶長5年(1600)に織田秀信が竹下半兵衛の屋敷跡を寄進し、明暦2年(1656)に厚見郡今泉より現在地に移転したと伝わる。本堂は寛文2年(1662)に建築で、現在までその境内地を継承している。</p> <p>敷地内の建築物の中では本堂・庫裏・妙見堂・鐘楼・門が古く、本寺の信仰の場としての機能を支えている。また、同敷地内に墓地を設けている。日蓮宗。</p>				
保存すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物(本堂、庫裏、妙見堂、鐘楼、門)の外観 ・境内地(庭園、墓地を含む)の形状 				

表 4-2 文化的景観の重要な構成要素の解説一覧 (21/24)

種別:D・F 建築物・敷地 (図 4-4)					
No.	27	名称	鳳堆山法運寺	写真	
地区	旧城下町地区(西材木町9他)				
種別	D(Db) F(Fb)	所有者等	宗教法人		
文化的景観における価値	<p>斎藤家家臣四天王のひとり堀重行が、顕如上人に帰依し、鳳運坊と鳳堆寺の名をいただき創建、正保2年(1645)に斎藤国斎屋敷跡の現地に本堂を再建したと伝わる。明治 21年の字絵図に示され、現在までその境内地を継承している。</p> <p>敷地内の建築物の中では本堂が古く、本寺の信仰の場としての機能を支えている。真宗大谷派。</p>				
保存すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物(本堂)の外観 ・境内地の形状 				
No.	28	名称	大雄山妙覚院誓願寺	写真	
地区	旧城下町地区(伊奈波通1丁目 43 他)				
種別	D(Db) F(Fb)	所有者等	宗教法人		
文化的景観における価値	<p>織田信長の岐阜入城とともに尾張より、今泉村に移転し、さらに天正 10年(1582)に善光寺大門付近に移ったと伝わる。承応3年(1654)の「濃州厚見郡岐阜図」(蓬左文庫)に描かれ、現在までその境内地を継承している。</p> <p>敷地内の建築物の中では本堂・庫裡が古く、本寺の信仰の場としての機能を支えている。また、同敷地内に墓地を設けている。浄土宗西山禅林寺派。</p>				
保存すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物(本堂、鐘楼)の外観 ・境内地(墓地を含む)の形状 				

表 4-2 文化的景観の重要な構成要素の解説一覧 (22/24)

種別:D・F 建築物・敷地 (図 4-4)					
No.	29	名称	善光寺安乗院		写真
地区	旧城下町地区(伊奈波通1丁目8)				
種別	D(Db) F(Fb)	所有者等	宗教法人		
文化的景観 における価値	<p>織田信長が信州善光寺本尊を岐阜に請来したのが前身。織田秀信により稲葉善光寺堂が建立された。承応3年(1654)の「濃州厚見郡岐阜図」(蓬左文庫)に描かれ、現在までその境内地を継承している。</p> <p>敷地内の建築物の中では本堂が古く、本寺の信仰の場としての機能を支えている。また、北西の敷地に墓地を設けている。真言宗醍醐派。</p>				
保存すべき 事項	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物(本堂)の外観 ・境内地(墓地を含む)の形状 				



表 4-2 文化的景観の重要な構成要素の解説一覧 (23/24)

種別:E 工作物・土木構造物 (図 4-4)					
No.	1	名称	折戸橋	写真	
地区	川原町地区				
種別	E(Ea,Eb)	所有者等	岐阜市		
文化的景観における価値	<p>堤外地の川原町地区と堤内地の旧城下町地区を繋ぐ3本の橋のうち、最も東側(上流側)のもの。承応3年(1654)の「濃州厚見郡岐阜図」(蓬左文庫)に道として描かれているため、遅くとも近世には往来が可能であったと考えられる。</p>				
保存すべき事項	<p>・橋の位置</p>				
No.	2	名称	霞橋	写真	
地区	川原町地区				
種別	E(Ea,Eb)	所有者等	岐阜市		
文化的景観における価値	<p>堤外地の川原町地区と堤内地の旧城下町地区を繋ぐ3本の橋のうち、中央のもの。承応3年(1654)の「濃州厚見郡岐阜図」(蓬左文庫)に道として描かれているため、遅くとも近世には往来が可能であったと考えられる。</p>				
保存すべき事項	<p>・橋の位置</p>				

表 4-2 文化的景観の重要な構成要素の解説一覧 (24/24)

種別:E 工作物・土木構造物 (図 4-4)						
No.	3	名称	美登里橋		写真	
地区	川原町地区					
種別	E(Ea,Eb)	所有者等	岐阜市			
文化的景観における価値	<p>堤外地の川原町地区と堤内地の旧城下町地区を繋ぐ3本の橋のうち、最も西側(下流側)のもの。承応3年(1654)の「濃州厚見郡岐阜図」(蓬左文庫)に道として描かれているため、遅くとも近世には往来が可能であったと考えられる。</p>					
保存すべき事項	<p>・橋の位置</p>					

(4) 現状変更等の取扱い

特定された文化的景観の重要な構成要素について、その滅失又はき損、現状変更等に対する取扱いの基準を示す。

1) 滅失又はき損、現状変更等の考え方

文化的景観の重要な構成要素は、滅失又はき損及び現状変更届の対象となる。このため、文化財保護法第136条及び第139条に基づき、所有者又は権限に基づく占有者（以下、「所有者等」という）は文化庁長官に対して届出を行うものである（届出をせず、又は虚偽の届出をした場合には、法第203条に基づき、5万円以下の過料が課せられる）（表4-3参照）^{※1}。また、文化庁への届出の対象としない要素についても、法第140条に基づき、所有者等は、現状又は管理若しくは復旧の状況について報告を求められることがある。

表4-3 文化庁への届出が必要な行為

届出の種類	届出が必要な場合	届出日
滅失・き損 文化財保護法第136条に基づく	重要文化的景観の全部又は一部が滅失し、又はき損したとき。ただし、重要文化的景観の保存に著しい支障を及ぼすおそれがない場合として文部科学省令で定める場合 ^{※2} は、この限りでない。	滅失・き損を知った日から10日以内。
現状変更等 文化財保護法第139条に基づく	重要文化的景観に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為。 ただし、維持の措置 ^{※3} 若しくは非常災害のために必要な応急措置又は他の法令の規定による現状の変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。	現状変更しようとする日の30日前まで。

※1) 「滅失」とは、文化財としての価値が消失する程度の破損を指す。「き損」とは、文化財としての価値を著しく減じる程度の破損を指す。重要文化的景観において行なわれる以下の行為の結果、重要文化的景観の形状の変更が生じたとしても、重要文化的景観の文化財としての価値を消失させたり、又は、大幅に影響を及ぼすものとは考えられないことから、「滅失又はき損」の届出を必要としない。また、「現状変更又は保存に影響を及ぼす行為」とは、重要文化的景観の文化財としての価値を著しく変化させる程度の行為を指し、以下の行為は、重要文化的景観において通常行われる行為であることから、文化的景観の現状変更に当たらず届出を必要としない。なお、省令第4条に掲げる行為についても届出を必要としない。

- ・通常の農林水産業の生産活動に係る行為
- ・農林水産業を営むために通常必要となる行為
- ・農林水産業の生産活動の維持・増進を図るために必要な行為
- ・公共施設の管理行為全般

(平成17年3月28日16庁財第413号、文化庁次長通知)

したがって、重要文化的景観の文化財としての価値を消失させ、又は大幅に影響を及ぼす場合には、上記の限りではない。

※2) 文部科学省令（重要文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則）で定める場合（第4条）は、以下の行為。

- 一 都市計画事業の施行として行う行為、国、都道府県、市町村若しくは当該都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設若しくは市街地開発事業に関する都市計画に適合して行う行為、国土保全施設、水資源開発施設、道路交通、船舶交通若しくは航空機の航行の安全のため必要な施設、気象、海象、地象、洪水等の観測若しくは通報の用に供する施設、自然公園の保護若しくは利用のための施設若しくは都市公園若しくはその施設の設置若しくは管理に係る行為、土地改良事業若しくは地方公共団体若しくは農業等を営む者が組織する団体が行う農業構造、林業構造若しくは漁業構造の改善に関する事業の施行に係る行為、重要文化財等文部科学大臣の指定若しくは選定に係る文化財の保存に係る行為又は鉱物の掘採に係る行為

- 二 道路、鉄道若しくは軌道、国若しくは地方公共団体が行う通信業務、認定電気通信事業（電気通信事業法に規定する認定電気通信事業をいう。）、有線放送電話業務、放送事業若しくは有線テレビジョン放送業務の用に供する線路若しくは空中線系（その支持物を含む。）、水道若しくは下水道又は電気工作物若しくはガス工作物の設置又は管理に係る行為（自動車専用道路以外の道路、駅、操車場、車庫及び発電の用に供する電気工作物の新設に係るものを除く。）
 - 三 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法に規定する歴史的風土保存区域内においてその歴史的風土の保存に関連して必要とされる施設の設置又は管理に係る行為
 - 四 都市緑地法に規定する緑地保全地域、特別緑地保全地区、市民緑地内において緑地の保全に関連して必要とされる施設の設置又は管理に係る行為
- ※ 3) 維持の措置は、以下の行為。（文部科学省令「重要文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則」第7条）
- 一 重要文化的景観がき損している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該重要文化的景観をその選定当時の原状（選定後において現状変更等の届出をしたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
 - 二 重要文化的景観がき損している場合において、当該き損の拡大を防止するため応急の措置を執るとき。
 - 三 重要文化的景観の一部がき損し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

2) 重要文化的景観における現状変更の取り扱い

文化的景観の重要な構成要素に係る表 4-4 の行為は現状変更であり、所有者等は岐阜市教育委員会と事前協議、調整を行なうこととし、やむを得ず保存に影響が及ぶ場合には、現状変更届の対象とする。

また、重要文化的景観の重要な構成要素以外で、選定範囲内において岐阜市景観計画のほか、既存法令による届出等があったものについては、各担当部局から文化的景観部局へ照会等を行う等連携し、調整することとする。

表 4-4 重要文化的景観の現状変更行為一覧

(本表は文化財保護法第 139 条に準ずるものである)

種 別		該当*1 要素 No.	重要文化的景観の現状変更行為
A 区域	長良川 (重要文化的景観の文化財としての価値を消失させ、又は大幅に影響を及ぼす場合)	A1	a 工作物・土木構造物の新築、改築、除去等
	金華山 (重要文化的景観の文化財としての価値を消失させ、又は大幅に影響を及ぼす場合)	A2	a 建築物・工作物の新築、増築、改築、移転又は除去
	都市部	A3～A7	a 街区の形状の変更*2
B 道路	市道 (重要文化的景観の文化財としての価値を消失させ、又は大幅に影響を及ぼす場合)	B1～B62	a 土地の掘削、盛土、切土等の形状変更 b 付け替え、廃止、延伸、幅員の変更 c 舗装の素材や色彩等の変更 d 工作物の新築、増築、改築、移転又は除去
C 水路等	水路及び堀跡 (重要文化的景観の文化財としての価値を消失させ、又は大幅に影響を及ぼす場合)	C1～C3	a 土地の掘削、盛土、切土、護岸等の形状変更 b 付け替え、廃止、延伸、幅員の変更 c 水路の暗渠化や埋立て
D 建築物	建築物	D1～D19 D・F20～D・F29	a 新築、増築、改築、移転又は除去 b 外観修繕となる修繕・模様替え c 色彩の変更
E 工作物	橋 梁	E1～E3	a 改築、移転又は除去 b 色彩の変更
F 敷地	社寺境内地	D・F20～D・F29	a 敷地の変更 b 施設機能の移転

*1：表 4-1、4-2 の No. と対応する。

*2 小規模な開発行為の場合を除く。

4-3 文化的景観における伝統的な生活・生業に関する事項

(1) 文化的景観において営まれる伝統的な生活・生業の分類

文化的景観の価値を高め、その保存を図る上で欠かすことの出来ない地域固有の技術や行為・信仰等の無形の構成要素について、その適正な継承を図るため、表 4-5 に示す要素の種別分類を行った。

表 4-5 文化的景観において営まれる伝統的な生活・生業の分類

要素分類	要素名
長良川鵜飼	鵜飼、鵜飼観覧船事業
長良川における鵜飼以外の生活・生業文化	長良川における水浴
伝統工芸	岐阜提灯、岐阜団扇、油紙製造
伝統行事	川まつり、岐阜まつり
市民活動	自治会活動、水防団活動、まちづくり活動 等



長良川鵜飼と鵜飼観覧
(長良川地区長良橋上流側)



鵜飼観覧船の造船
(長良川地区)



鵜飼観覧船の操船
(長良川地区)



長良川水浴場
(長良川地区長良橋上流側)



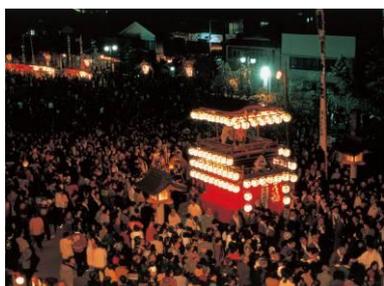
岐阜提灯の製造
(旧城下町地区)



岐阜団扇
(川原町地区)



川まつり
(川原町地区・長良川地区)



岐阜まつり
(旧城下町地区伊奈波神社他)

(2) 文化的景観において営まれる伝統的な生活・生業における課題

1) 長良川鵜飼における課題

- ・鵜飼漁を支える船頭、船大工、道具の製作者について、後継者育成およびそれらの技術の維持・継承が困難な状況にある。また、鵜飼漁で使用する鵜舟や道具類の材料の確保についても困難な状況にある。
- ・鵜飼漁は鮎漁を基本としているが、その漁獲量は減少傾向にある。鵜飼漁の存続のため、長良川における河川環境および鮎の生育環境の保全が課題である。
- ・鵜飼観覧船の造船について、船大工の高齢化などから後継者の育成が課題となる。また、使用する道具類の調達が困難であること、工程における一部機械化などの変化や省略などにより、技術の維持・継承が困難な状況にある。
- ・鵜飼観覧船の操船について、船頭の就業や雇用形態の特異性から、特に若い世代の確保が困難な状況にある。また船頭には、安全運航を最優先とした操船が求められることから、河川状況の見極めや技術の習得に時間を要する。

2) 長良川における鵜飼以外の生活・生業文化の課題

- ・鵜飼以外の伝統的な川漁について、鵜飼漁同様、漁獲量が減少傾向にあるため、長良川における河川環境および鮎の生育環境の保全が課題である。
- ・長良川は、水浴場として市民に利用されるが、近年、水上バイクなどによる川での娯楽の変化により、水浴を楽しむ人々の安全確保が課題となっている。

3) 伝統工芸における課題

- ・伝統工芸について、より安価で便利な製品の登場により、需要が減少傾向にある。また、後継者の育成、材料調達が困難な状況にある。

4) 伝統行事・市民活動における課題

- ・地域における伝統行事や市民活動について、住民の就業形態や生活様式の変化、人口の減少や少子高齢化などの要因により、若年層の参加が希薄化傾向にある。これにより、伝統文化の維持や自治活動が困難になり、さらに地域への愛着心が薄れていくことが予想される。

(3) 文化的景観において営まれる伝統的な生活・生業の継承のための方針

1) 長良川鵜飼の継承のための方針

- ・長良川鵜飼は、岐阜市が世界に誇る伝統的かつ高度な漁法、かつ、近代以降における岐阜市の観光の中核をなすものであり、岐阜市は今後も国・県と連携し、その伝統的な漁法や習俗の継承に努める。
- ・鵜飼観覧船事業は、長良川における中世以来の鵜飼観覧の伝統を継承するとともに、近代以降の岐阜市の観光の中核をなすものであり、伝統的な観覧船の造船や操船技術の継承を図りながら、岐阜市の観光の核として後世に継承する。
- ・長良川鵜飼や鵜飼観覧の習俗等に関する調査および文化財指定を進め、長良川鵜飼文化の魅

力を積極的に市民に発信し、理解の増進と意識の醸成を図る。

- ・持続可能な保護の仕組みづくりを推進するため、長良川鵜飼の国指定無形民俗文化財としての指定、さらにはユネスコ無形文化遺産代表リスト記載を目指す。また、観覧船の操船を始めとする鵜飼観覧文化についても、文化財としての保護を図る。

2) 長良川における鵜飼以外の生活・生業文化の継承方針

- ・鵜飼以外の伝統的な川漁は、その継承・復活を促進するため、後継者育成を図るとともに、長良川の川魚を伝統的な食材として市民への普及啓発に取り組み、流通促進を図る。
- ・長良川における水浴の伝統を継承する。広域的な連携に基づく水質の保全向上を推進するとともに、関係諸団体と調整を図り、市民への普及啓発、安全への配慮などの対策を講じる。
- ・長良川鵜飼とその観覧、鵜飼以外の伝統漁、伝統的な渡船場の継承を目的として、岐阜市は関連諸団体と連携し、漁法や操船方法、川舟を始めとする用具製造などに関連する後継者を育成するための対策を講じるとともに、継承が危ぶまれる技術等については、将来に継承されるよう積極的に映像等による記録を図る。

3) 伝統工芸の継承のための方針

- ・岐阜提灯、岐阜団扇、油紙などの伝統工芸は、技術の永続的な保障、流通促進のために関連諸団体との調整を図り対策を講じるとともに、継承が危ぶまれる技術等については、将来に継承されるよう積極的に映像等による記録を図る。
- ・伝統工芸は、文化的景観の魅力を高める資産として広く情報発信を行う。

4) 伝統行事の継承のための方針

- ・川まつり、岐阜まつり等の地域固有の神事や祭礼は、コミュニティの結束を強める地域住民の祭りとして、次世代に継承されるよう、関連諸団体との調整を図り対策を講じる。
- ・地域固有の神事や祭礼は、文化的景観の魅力を高める資産として広く情報発信を行う。

5) 市民活動の継承のための方針

- ・遅くとも近世初頭には成立していたと考えられる、町を単位とした重層的な自治組織及び自治会活動、もしくは水防団活動等の活動は、コミュニティの結束を強める地域住民の活動として次世代に継承されるよう、関連諸団体との調整を図り、必要に応じて対策を講じる。
- ・文化的景観に対する市民の愛着や誇りを次世代に継承するために、長良川や金華山における環境保全や、旧城下町地区、川原町地区、鵜飼屋地区におけるまちづくり等に関する市民の活動を積極的に支援する。
- ・まちにおける新たな自治活動であるまちづくり会（鵜飼屋まちづくり協議会、川原町まちづくり会、井の口まちづくり会、伊奈波界隈まちづくり会）について、その活動の根幹となるまちづくり協定の継承に努める。また、会が推進する歴史的な町並みの保存・活用を図る活動を積極的に支援する。